

平成29年9月／30年4月入学

慶應義塾大学大学院入学試験問題

法務研究科

法律科目試験（民法・商法）

- 注 意
1. 指示があるまで開かないこと。
 2. この問題冊子は8頁ある。試験開始後ただちに落丁、乱丁等の有無を確認し、異常がある場合にはただちに監督者に申し出ること。
 3. 受験番号（2箇所）と氏名は、解答用紙（表）上のそれぞれ指定された箇所に必ず記入すること。
 4. 解答用紙の※を記した空欄内には何も書いてはいけない。
 5. 解答は科目ごとに指定された解答用紙に書くこと。誤った解答用紙に解答した場合でも、解答用紙の交換や再交付には応じない。
 6. 答案は横書きとし、解答用紙（表）の左上から、順次、実線内に一行ずつ書き進めること。
 7. 答案は、黒インクの万年筆またはボールペンで書くこと。
 8. この問題冊子の5～8頁は白紙である。下書きの必要があれば、この部分を利用し、解答用紙を下書きに用いてはならない。
 9. 注意に従わずに書かれた答案、乱雑に書かれた答案、解答者の特定が可能な答案はこれを無効とすることがある。

民法

〔問題〕

次の文章を読んで、後記の設問に答えなさい。

【事実】

1. Xは、妻Aの勧めで生命保険に入ることを決め、Aに生命保険契約締結の代理権を授与した。Aは、この代理権に基づき、平成14年4月1日、Y（保険会社）との間で、Xを契約者兼被保険者、保険金額を200万円、保険期間を15年、保険金受取人をXの妻Aとする生命保険契約（以下、「本件契約」という。）を締結した。本件契約の普通保険約款には、保険契約者は解約返戻金の9割の範囲内でYから貸付を受けることができ、この場合、保険金または解約返戻金の支払の際に貸付金の元利金が差し引かれる旨の定めがあった（以下、「契約者貸付制度」という。）。
2. 本件契約締結当時、Xは、家計の管理一切をAに任せており、銀行預金の出し入れ、預金通帳や印鑑の保管もAに一任していたが、その後、XとAは不仲となり平成25年4月頃から別居状態になった。ところが、Aは、従前保管していたX名義の甲銀行α支店の預金通帳およびXの印鑑さらには本件契約に係る保険証券を別居後もなお保有していた。平成27年7月3日、Aは借金の返済に窮したため、Yのβ支店に赴き、Xの同意を得ていないにも拘わらず、Xの代理人と称して、契約者貸付制度に基づき200万円の貸付をYに申し込んだ。Yは貸付に応じて（以下、「本件貸付」という。）、200万円を甲銀行α支店のX名義の預金口座（以下、「本件口座」という。）に振り込んだ。
3. 本件貸付に際して、Yの担当者は、Aから本件契約に係る保険証券を提示され、それが真正であることを確認し、また、Aが上記印鑑を利用して作成したXの委任状を提示され、同委任状には本件契約の保険証券および保険契約申込書に押捺された印鑑と同一の印鑑が押捺され、保険証券の署名と同一筆跡の署名があることを確認した。さらに、Yの担当者は、Aの持参した健康保険証により、AがXの妻本人であることを確認したが、Xに対して電話等により代理権授与について確認することはしなかった。
4. Aは、本件口座に振り込まれた200万円につき、保有している預金通帳および印鑑を用いてXの代理人として甲銀行α支店の窓口にて払戻しを受けた。その際、甲銀行α支店の担当者はXに対して電話等により代理権授与について確認をしていない。その後、Aはこの200万円を自己の借金の返済に充てた。平成28年2月に、XとAとは正式に協議離婚をし、XはAに預けてあった上記預金通帳および印鑑さらには本件契約に係る保険証券などの返還をAから受けた。

5. その後、平成29年3月31日をもって本件契約は満期を迎えたため、Xは満期保険金300万円の支払をYに対して求めた。これに対して、Yは、契約者貸付制度に基づいてXに対して本件貸付がされていることを説明し確認を求めた。Xはこれを争い、Aとは本件貸付当時別居状態にあり、代理権を与えていないと主張した。Yから本部と検討して後日回答すると説明され、Xはやむを得ず帰宅した。後日YからXに届いた同年4月7日付の回答書には、本件貸付けにより200万円を交付しているのでこれを自働債権とし、満期保険金債権300万円を受働債権として対当額につき相殺をする旨、したがって残額100万円を支払う旨の説明が記載されていた。

【設問】

Xが満期保険金300万円の支払を請求するのに対して、Yは交付した200万円の返還請求権との相殺により差額100万円のみを支払う旨を主張する。Yの主張の法的根拠（複数考えなさい。）を挙げ、Yの主張が認められるかどうか検討しなさい。なお、200万円の貸付金の利息については考えないものとする。

商 法

〔問 題〕

【事例】

1. 甲株式会社（以下、「甲社」という。）は、菓子の製造及び販売を業とする会社である。甲社は、取締役会設置会社・監査役設置会社である。
2. 甲社の代表取締役 Y は、甲社では、いわゆる「ワンマン社長」であり、甲社の事業計画から日常業務に至るまで、自らがすべてを決定していた。
3. 甲社は、設立以来、東京都内で菓子を製造及び販売してきたが、さらに関西での製造及び販売の展開を検討し、具体的な目標地域として大阪市内を考え、2013年4月に市場調査会社に依頼して、同市の菓子の市場動向を調べていた。
4. 2014年4月、Y は、知人から大阪市内に菓子の製造及び販売に適した土地が売りに出されていることを聞き知り、この際、大阪に進出する利益を個人的に独占しようと考え、甲社の取締役会の承認を得ることなく、Y 自身が1人で出資して、公開会社ではない乙株式会社（以下、「乙社」という。）を設立し、乙社の唯一の取締役に就任したうえ、乙社を代表して、当該土地の所有権を取得した。
5. 乙社は、2015年4月には、当該土地に新設した菓子工場の操業を始めるとともに、製造した菓子の大阪市内での販売を開始した。
6. 乙社は、2015年4月の操業以来、2017年8月末までに、1億円の利益を上げている。
7. Y は、上記4.及び5.の事実につき、2017年9月1日に甲社の取締役会に重要な事実を開示して、承認を求めたところ、他の取締役は異議なく承認した。

【設問】

以下の各問について答えなさい。

問1 Y は、甲社に対していかなる会社法上の責任を負うか。

問2 乙社は、大阪市内でスーパーマーケットを営む丙（上記の1.ないし7.について善意）との間で菓子の売買契約（以下、「本件契約」という。）を締結した上で、2015年4月から2016年3月までの間、本件契約に基づく菓子の販売を行った。本件契約は有効か。

